

## 函館市介護予防体操推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市（以下「市」という。）がはこだて賛歌に合わせて高齢者向けに制作した介護予防体操（以下「介護予防体操」という。）を市民に普及啓発することにより、市民の介護予防の推進および介護予防に向けた取組みを主体的に実施する地域づくりを目的に実施する介護予防体操推進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護予防体操リーダー（以下「リーダー」という。）とは、市が行うリーダー養成講座を修了した者で、市が認めたものをいう。

(介護予防体操の名称)

第3条 介護予防体操の名称は「はこだて賛歌 de 若返り体操」とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 介護予防体操のDVDの配布
- (2) リーダーの養成

(介護予防体操DVDの配布)

第5条 介護予防体操DVDの配布対象者は、65歳以上の市民またはその家族等（支援者を含む。）とする。

2 配布を受けようとする者は、市に申し出なければならない。ただし、イベント等で多数の者に配布するときはこの限りでない。

3 市は、前項の申し出があった場合は、1人につき1枚のDVDを無償で配布する。

(リーダーの養成)

第6条 リーダーの養成は、介護予防体操の習得および特定非営利活動法人ソーシャルビジネス推進センターが北翔大学との協働により制作した体操「ゆる元」の指導者認定（初級）を目的とした講座により養成する。

2 市は、前項の講座を修了した者に修了証を発行し、修了者に関する名簿を作成するものとする。

3 第1項の講座の受講対象者は、高齢者の支援に現に関わっている、または今後関わる意欲のある市民とする。

4 リーダーは、地域における介護予防の推進のため、自ら主体となって介護予防教室等を運営するなどの介護予防活動を行うほか、地域の他の介護予防活動を支援するものとする。

5 市はリーダーが前項の活動等を行う際に、必要な支援をするものとする。

6 リーダーは、第4項の活動等を行ったときは、少なくとも年1回は、別記様式により市に報告するものとする。

7 リーダーとしての活動は原則無償で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(別記様式)

<介護予防体操リーダー活動記録>

回数	実施日/団体名/会場名/実施時間/通いの場種類/参加人数			
1	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
2	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
3	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
4	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
5	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
6	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
7	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
8	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
9	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	
10	年 月 日 ( )	団体名 ( )	実施時間	通いの場の種類 ( )
	会場名 ( )		計 人 (男 女 )	